

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月8日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第53号

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉総合センター規則（平成9年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用時間) 第2条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、駐車場については午前8時30分から午後9時30分までとし、福祉ライブラリーについては <u>午前10時から午後6時</u> までとし、福祉用具展示場については午前9時から午後5時までとする。	(利用時間) 第2条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、駐車場については午前8時30分から午後9時30分までとし、福祉ライブラリーについては <u>午前9時から午後7時</u> （日曜日及び土曜日にあっては、午後5時）までとし、福祉用具展示場については午前9時から午後5時までとする。
2 略	2 略
(センターを利用利用することができない日) 第3条 センターを利用利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、福祉ライブラリーについては、 <u>日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに</u> 12月29日から翌年の1月3日までの日とする。	(センターを利用利用することができない日) 第3条 センターを利用利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、福祉ライブラリーについては、 <u>月曜日及び</u> 12月29日から翌年の1月3日までの日とする。
2 略	2 略
(利用の許可) 第5条 略	(利用の許可) 第5条 略
2 略	2 前項の香川県社会福祉総合センター利用許可申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日以後に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 社会福祉の増進に寄与すると認められる事業の実施を目的として利用しようとする場合 利用しようとする日（2日以上継続して利用しようとする場合は、その初日。以下同じ。）の <u>15月</u> 前の日 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 利用しようとする日の <u>12月</u> 前の日
3・4 略	3・4 略

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。